

平成15年度政策協議のまとめ

平成15年10月

はじめに

三位一体の改革に伴い財政規模の縮小が避けられません。一方、補助金の削減と税財源の移譲が同時に行われることにより、県政運営の自由度、裁量の余地が広がります。こうした中、県民の皆様に責任の持てる行財政運営の実現に向けて、県政の質的な転換を図っていくことが求められます。

本年度の政策協議では、こうした県政運営の転換について、その方向性を明らかにするとともに、「南海地震に備える」をはじめとする4つの中期的な重要課題への対応や各々の行政分野における政策の重点化に関する方針はどうあるべきかを議論しました。

政策協議に当たっては、

- ・ 三位一体の改革が一段落する19年度を目標年次とすること。
- ・ 政策の重点化に向けた「選択と断念（事業などの思い切った取舍選択）」について踏み込んだ議論を行うための前提として、19年度の県予算の規模が、15年度に比べて、一般財源ベースで約500億円、20%程度の縮小となること、また、公共事業等の投資的な経費については、40%、60%といった二段階の縮減を想定するとともに、
 - ① 自立を支援する
 - ② 市町村、県民との役割分担・協働
 - ③ 県民の納得性（直接の受益者だけでなく広く県民の皆さんの納得がえられるか）
 - ④ 特性の発揮・長所の伸長
 - ⑤ 費用対効果の向上
 - ⑥ 成果の早期発現

の6項目を、「選択と断念」の判断に当たっての視点とすること。

を基本に置いて、各々の行政分野ごとに、行政経営の①理念、②戦略（重点化の方向）、③事業などの断念・転換の方向、を盛り込んだ「行政経営の方針」を作成し、協議資料としました。

この資料に基づき、8月上旬から9月上旬にかけて知事等三役と部局長との協議を行い、以下のとおり県政の経営方針をとりまとめました。

I 県政の経営方針

19年度に向けた県の行財政運営全体の基本的な方針は、以下のとおりです。

1 経営理念

県民の皆様が希望と愛着をもって暮らすことのできる「自らの力で歩む高知」づくりのため、「県民と正面から向き合う」県政を推進する。

2 県の役割

市町村、企業・団体、さらには県民一人ひとりの「自立」と「協働」に向けた、各々の意欲ある、主体的な活動を支援していくことを、県の重要な役割とする。

3 県政運営の基本姿勢

経営理念と役割を踏まえて、今後の県政運営では、以下の基本的な姿勢で取り組む。

① 地域で支え合う仕組みづくりの促進

県民満足度の高い地域づくりに向け、地域の声、県民の声に耳を傾け、共に考え、行動する県政を進め、地域や住民の力が地域づくりに直結する、自立と協働を基本に置いた「地域で支え合う仕組みづくり」に取り組む。

② 仕事の進め方等の転換

全国一律の制度のもと、国から県へ、県から市町村へ、既成の関係団体へといった画一的な枠組みで行ってきた従来の行政手法を見直し、徹底して県民の皆様のために県の仕事はいかにあるべきかとの視点に立って、地域や県民の皆様の真のニーズにより効率的に即応できる態勢やシステムへと転換する。

③ 公的サービスの協働

質が高く、柔軟で迅速な公的サービスを効率的に提供するため、これまで行政固有の業務とされてきた業務についても、思い切って民間の企業・団体へのアウトソーシングや県民・民間との協働などを進めるための条件づくりを行う。

4 4つの重要課題への対応

15年度に設定した中期的な4つの重要課題への対応については、次の視点に立って推進する。

①南海地震に備える

ア 自主防災意識の高揚や避難訓練の徹底など震災に対する自助、共助（地域での支え合いの仕組みづくり）を基軸とするソフト事業を優先する。

イ ハード事業については、公共建築物の耐震対策や避難経路・避難場所の確保など減災の視点から必要性、緊急性が高い事業を重点的、選択的に実施する。

②産業を育成する

ア 新産業の創出と誘致企業の支援、企業誘致、観光の分野を対象として、明確な成果目標を持ち、成長への意欲、地域への貢献意欲のある経営体、団体を支援する。

イ 補助金など直接的な金銭支援に偏ることなく、経営体や商品に対する技術評価、公的調達など県の信用力を供与するための仕組みづくりなど、柔軟な発想の支援策を進める。

③こども、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域を創る

ア 「治療」から「予防」へ、「依存」から「自立」、「地域での支え合い」へと重点を移し、質的な転換を進める。

イ 各々が個性と能力を活かし、自立していける環境づくりを進め、満足度が高く、将来の社会的負担の軽減に結びつく事業を優先する。

④ 資源循環型社会の先進地域を目指す

ア 県民の主体的な活動を促進するための仕組みづくりを行い、支援する。

5 部局横断的な検討課題

各分野の政策課題と今後の経営方針を議論する中で、全庁や複数の部局にまたがる部局横断的なテーマを以下のとおり取りまとめた。

(1) 組織のあり方

① 業務の重点化、スリム化による職員定数の削減

業務、事業の選択と断念、効率化を進める「組織・定数スリム化計画」を作成する。

- ・ 20年度までに知事部局の職員数を10%（410人）削減する。
- ・ 部局内の定数配置の権限を部局長に移す。

② 組織の改革

県民ニーズ、県行政の果たすべき役割に沿った県庁組織の改革を進める。

(本 庁)

- ・ 総務事務の集中化、組織のフラット化等に引き続き取り組む。

(出先機関)

- ・ 県民ニーズ、県の果たすべき役割や市町村合併を考慮して、出先機関の配置等のあり方について検討を進め、可能なものは16年度から組織改正を実施する。

③ 地域づくりを支援するための職員の重点配置

地域のニーズに向き合い、県民とともに地域づくりの活動を進めるために、職員を各地域に配置する。

- ・ 16年度から実施する。

④ 公社等外郭団体の改革

県が25%以上出資している公社・財団等については、廃止・民営化を原則として、抜本的な見直しを進める。

- ・ 先行して取り組みを行う土地開発公社など11公社については、15年度内に改革方針を決定する。
- ・ 他の団体についても16年度中の改革方針の決定に向けて検討を行う。

(2) 県有施設の県関与のあり方

NPOなどの民間の力をできる限り活用し、より良い県民サービスの提供をするため、文化施設や福祉施設などの県有施設の運営について、アウトソーシングや民営化を進める。

- ・ 指定管理者制度が創設されたことを踏まえ、16年中の設置管理条例の改正に向けて検討を行う。

(3) 国、県、市町村の役割分担、市町村に対する権限移譲の基準

住民自治の基本、住民に身近な公的サービスの提供は市町村が担うという考え方に立ち、県と市町村の役割分担のあり方とその実現に向けた取り組みに関する考え方を作成する。

- ・市町村の意見を踏まえて、15年度内に「県と市町村の役割分担の考え方」を決定する。
- ・「県と市町村の役割分担の考え方」に基づいて事務事業の点検を行うとともに、「市町村への権限移譲計画」を作成する。(16年度)
- ・市町村の自由度を制約している県の関与について見直しを行う。(16年度)

(4) 国の制度の廃止や運用面での改善提案

三位一体の改革が、地方の行財政運営の自由度を高めるものとなるよう、国庫補助負担金の廃止・見直しをはじめ、国の制度や法律などに関する改善を働きかける。

- ・補助金として存続するものについては、採択要件の緩和など地方の実情に合った制度・運用の見直しを提案する。
- ・三位一体の改革期間を通じて、省庁の概算要求、政府予算案の決定などの機会を捉えて、随時、改善に向けた提案・要望を行う。

(5) 地域の支え合いの仕組みづくり

自主防災、健康づくり、福祉のまちづくり、こどもの育成、道路・河川・海岸施設等の管理など、地域における自立と協働の基礎となる地域の支え合いの仕組みを、住民や市町村等と連携してつくりあげる。

- ・16年度から、地域の元気応援団長とともに縦割りの組織に縛られずに活動する職員を配置する。
- ・地域の支え合いの仕組みづくりに向け、地域と行政の連絡窓口として、住民の組織化や気運づくりを行う。
- ・具体的な業務については、地域住民や市町村、団体をはじめ各部局や職員の要請・提案も受けながら検討する。

(6) 地域経営の視点に立った中山間対策

中山間対策の軸足を行政の側から地域に移し、それぞれの地域の課題に対応する事業分野、支援のための体制などについて、これまでの成果を検証しながら、地域経営の視点から再構築する。

- ・中山間対策本部の運営を見直し、地域の課題に応じて、民間団体や地域住民の意見も踏まえて、柔軟に対応していく。
- ・地域づくりの自由度を高め、柔軟で複合的な対策を進めるために、規制の緩和や撤廃、手続きの簡素化に取り組む。
- ・支援策については、行政が予めメニューを提示する方式から、地域の主体性を尊重した包括的な支援を内容とするものに転換する。
- ・16年度の予算・体制に反映させていく。

(7) 社会資本整備の考え方

① 基本的な方向

- ・財政の投資可能額が縮小する中で、社会資本の維持・整備をしていくため、既存の社会資本が良好に息長く機能するよう、維持管理を重視するとともに、事業の成果を早く現すため、継続事業を優先する。
- ・新たな社会資本の整備については、従来型の公共事業に情報基盤なども加え、優先順位に関する考え方を明らかにしながら進める。

② 社会資本の整備に関する事前調整チームの設置

15年度に導入した「公共事業」の事前調整の仕組みをもとに、社会資本整備の新規着手を評価・調整するためのチームを設置する。

- ・設置時期 16年4月

③ 地域ブロックでの仕組みづくり

地域における社会資本の整備のあり方や優先順位について、住民の参画を得て意見交換・協議を行うための「場」を、地域ブロックごとに設ける。

- ・設置時期 16年度前半

(8) 南海地震対策

自主防災組織の育成や避難訓練の実施など、自助・共助の体制づくりによる震災への対応を基本とし、避難路の整備や避難場所の確保、公共建築物や住宅の耐震対策など、減災に向けた選択的・重点的な社会資本の整備を進める。

- ・優先的に進める震災対策を整理し、順次実施する。
- ・住宅の耐震化支援のあり方について、産業経済対策も含めた複合的な視点から検討を行う。
- ・ハザードマップなどを活用して、地震や津波に備えた「まちづくり」を進める。

(9) 雇用対策

公共事業の縮小に伴い、建設関連産業の雇用力が減退することを受けて、企業的な農業経営体の育成など中期的な雇用対策を検討する。

- ・緊急経済・雇用対策本部が中心となって、産業振興により雇用の場を確保するという中期的な視点にたって、一次産業分野での雇用吸収や建設関連産業の企業体質の強化、新分野への参入、従事者の職業能力開発のあり方などを検討する。

(10) 県内企業に対する信用供与

県内企業を育成・振興するとともに、資源循環型社会の構築などの政策課題への対応を促進するため、県内企業の有する技術力や商品に関して、県庁が率先して調達することなど、直接的な財政支援でなく、県の信用力を供与することによる新たな支援策を実施する。

- ・16年度からの具体化に向けて検討する。

Ⅱ 各部署の経営方針

総 務 部

■ 1 目的と役割

主体的な経営組織としての県庁の実現



「管理」から「経営支援」への転換

- ① 県庁全体の最適な状態を追求する
- ② 体制や仕事の進め方を改革していく
- ③ 意欲を持って仕事のできる職場づくりや意識改革を推進する

■ 2 重点目標と主な取り組み

(1) 全体最適の追求

- 人の重点分野への集中と総量の削減（定数配分の「個別査定方式」から「総枠方式」への転換、知事部局5年間で10%の職員削減など）
- 人事制度の弾力的運用（「年功序列」から「能力・実績重視」へ）
- 予算の重点配分と総量の削減（政策議論との整合性、部局責任の徹底など）

(2) 体制や仕事の進め方の改革

- 事後評価の重視
- 先送り体質の改善（隠れ借金の早期解消など）
- 市町村との役割分担の見直し（市町村への継ぎ足し単独補助金の廃止、市町村負担金の縮小・簡素化など）
- 組織・体制の見直し（出先機関の統廃合、公社等の外郭団体の整理など）
- 民力を活かす視点からの仕事の見直し（アウトソーシングの徹底など）
- 開かれた県政の推進（情報の公表・提供指針に基づく実践など）

(3) 意欲を持って仕事のできる職場づくり

- 行政経営品質向上システムの推進
- 給与処遇の弾力的な運用（期間限定特別昇給制度の導入など）
- 職員の健康対策（長期病休者の職場復帰支援システムの構築など）

■ 3 断念・転換の方向

- 総務事務の集中化
- 新旅費システムの推進

危機管理担当

■1 目的と役割

- (1) 「自助」と「共助」を基軸とする地域協働型の防災体制づくり
- (2) 予防、応急救助対策への効率的、効果的な「公助」の投入



県民、民間事業者等と行政の「自助、共助、公助」の役割分担に基づく南海地震への備え

■2 重点目標と主な取り組み

- (1) 南海地震に備える3つの柱
 - 強い揺れから身を守る対策
 - 大津波から逃げる対策
 - 震災に強い人・地域づくり対策
- (2) 「自分の命は自分で守る」との県民の意識と行動による地震災害の減災
 - 自主防災組織の組織率の向上
H15 23.0% (県全体) → H19 沿岸地域は100% を目指す
 - 各地域での住民避難訓練の実施
- (3) 自助、共助を支援する公助の優先実施
 - 被害想定、津波防災アセス、津波避難計画作成支援などのソフト対策に力点
 - 避難経路や避難場所の確保などの自助、共助を支援するハード対策の優先的な実施
 - 公共建築物の耐震対策の推進や住宅の耐震化支援の検討

■3 断念・転換の方向

- 「防災は公の役割」から「県民挙げての防災」へ転換

企 画 振 興 部

■ 1 目的と役割

- (1) 市町村・地域の自立支援
 - 住民サービスを低下させないための、県、広域組織、市町村、住民の効率的な役割分担の検討と円滑な市町村の再編
 - 地域や市町村等の主体的な取り組みを大切に、持続可能なシステムの構築
- (2) 広域連携の推進
 - 県域を超えた取り組みを進めるために、関係部局、他県と連携
- (3) 重要課題（4本柱）の推進
- (4) 民間との協働の推進
 - 民間との協働の拡大、民間との役割分担の明確化
- (5) 人材の育成
- (6) 庁内調整・企画立案
 - 事務の簡素、効率化、県民サービスの充実の視点に立った企画調整

■ 2 重点目標と主な取り組み

- (1) 基礎的自治体として自立する市町村と、それを支える地域の主体的な活動を応援する。
 - 市町村の実情に応じた持続可能な行財政運営の構築
 - それを支える能力をもった職員や住民の育成
 - そのための県関与の見直しや権限移譲
- (2) 重要課題（4本柱）の推進
 - 自衛隊の誘致【南海地震に備える】
 - 高知龍馬空港の愛称化【産業を育成する】
 - 高齢者の働く場の創出などによる県民の暮らしの安全、安心への貢献【こども、高齢者、障害者が安心して暮らせる地域を創る】
 - 循環型社会づくりの推進【循環型社会の先進地域を目指す】
- (3) 民間との協働の推進
 - 人権啓発事業へのNPOなどの参加促進
 - 公共交通の経営体の主体性の確保
 - 地域住民の参画

■ 3 断念・転換の方向

- (1) 時代にそぐわない仕組みの改善
 - 国、県、市町村の役割分担を明確にするとともに、時代に合わないものを見直す。
- (2) 形式的な連携組織からの離脱や協議会の廃止
 - 費用対効果や実効性を確保するうえで見直す。
- (3) 市町村等の主体性の確立に向けた補助金、貸付金等を見直し
- (4) 仕事の仕方の転換
 - 庁内・市町村への調査・調整等の簡素・効率化
 - 総務・管理業務の簡素、合理化

情報化戦略推進担当

■1 目的と役割

情報化の推進による行政経営の効率化と県民とのコミュニケーションの増進を図るとともに、格差のない情報通信環境を確保することを通じて県民生活の向上と地域産業の活性化を促進する。



【方針】

(1) 単一的な情報化の推進

○情報化戦略2005の方針、目標を実現する

○産学官民連携による先進的取り組みに対し、積極的に資金や人材を導入

(2) 県庁における情報システムマネジメントの高度化

(3) 効果的な推進体制の編成

■2 重点目標と主な取り組み

(1) 情報化文化の育成と人づくり

○IT普及に関するボランティア活動の広がり地域でのIT活用サポートセンター体制の整備
→ インターネット人口普及率50%以上に(H17)

(2) 情報関連産業の育成と各分野の産業の情報化

○先行的取り組みに、資源を集中投資することで新たなITビジネスを創出する

(3) 電子政府・電子自治体の構築

○庁内業務の見直しに基づく電子申請・届け出処理システムの構築

○CDC機能の構築と運営体制の確立

(4) 情報通信基盤の整備・利用促進

○ブロードバンド化、地上波デジタルへの対応

■3 断念・転換の方向

(1) IT調達方針の転換

○サーバ共有化の推進とこれに伴う個別保守契約の一元化など

(2) テレビ共同受信施設整備に対する補助金の廃止・見直し

健康福祉部

■1 目的と役割

- (1) 県民の積極的な生きがい・健康づくりの支援【自助】
- (2) 共に支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくり【共助】
- (3) 県民の安全・安心とセーフティネットの確保【公助】



地域保健福祉のトータルコーディネーター、県民生活の安全・安心のガードマンとして、

- ① 地域機関の市町村支援機能及び市町村業務との連動性、広域調整機能を高める。
- ② 関係機関・団体、県民への積極的な働きかけと相互理解に基づく連携を強化する。
- ③ 地域保健福祉関係情報的確な収集解析及び解析結果に基づく適時・適切な対応を励行する。

■2 重点目標と主な取り組み

◎「治療」から「予防」へ、「依存」から「自立」へと質的な転換を行う。

- (1) 介護予防対策を体系的に推進する。

市町村が地域の実情・特性に即して自立して保健福祉サービスを担えるようにする。

- 保健・医療・福祉一体の推進体制を構築する。
e x) モデルとなる市町村の取り組みを分析し、順次県内に導入
- 画一的・定型的な保健事業から戦略的な保健活動への転換を促進する。
e x) 市町村別カルテの整備、解析、市町村との協働実践
- 市町村における各種介護予防施策の効果的な展開を支援する。

- (2) 高齢者や障害者の在宅生活を支える環境を整備する。

- サービス資源の整備を支援する。
e x) 施設と在宅の中間に当たる住みかえ用の居宅等の整備
- 最適サービス選択の仕組みづくりを推進する。

- (3) 健康被害等を未然に防止するとともに、万一の場合の相談支援体制や救急医療体制を確保する。

- 食の安全対策を推進する。
- 医療、医薬品の適切な活用を支援する。
- 健康福祉に関する相談・支援機能を強化する。
- 児童虐待の未然防止、再発防止の取り組み体制を構築する。
- 南海地震への備え（減災対策）を推進する。

■3 断念・転換の方向

- (1) 県立福祉施設の民営化を進める。
- (2) 整備手法を、リフォーム、リサイクル重視の方法に転換する。
- (3) 固定的な財政支援中心の手法から、相談・助言・協働実践等の人的支援を重視する支援手法への転換を進める。

文化環境部

■1 目的と役割

- (1) 資源循環型社会の先進地域をめざす。
- (2) 県民が生き生きと暮らせる県づくり



- 県民により近い行政を実現する。
- 県民が個々に主体的に動ける仕組みを作る。

■2 重点目標と主な取り組み

- (1) 資源循環型社会に向けた県民参加による社会づくり

- ビジョン策定
 - ・ 県民が主体的に取り組むことができる支援プログラムを充実させたビジョンづくりを県民参加の手法により進める。
- 環境ビジネスの振興
 - ・ リサイクル認定制度の創設や環境に配慮した製品を県庁が購入するグリーン調達品目を選定する等、環境に配慮した企業活動を支援する。

- (2) 県民の文化的な感性を育む環境づくり

- 文化振興ビジョンの策定
 - ・ 芸術文化の分野に焦点を当てたビジョンづくりを検討する。
- 文化施設の運営への民間活力の導入

- (3) 男女が共に支え、安心、安全な県民生活の実現

- 消費者被害の防止
- 男女共同参画の取り組み
- NPOと行政の協働推進
 - ・ NPOを公的なサービスを担う対等な立場の仲間として位置付け、継続的な活動を可能とするような支援策を検討する。

■3 断念・転換の方向

- (1) 県民により近い行政を推進するため、効率性の悪い国の事業を見直し
- (2) 受益者により近い行政がどこか、の観点から市町村に対する事業を見直し
- (3) 二重行政にならないように、より効率性を考えて事業を見直し
- (4) 行政が身近に感じられるように直接的な支援については事業を見直し、相談業務を充実させる。

商 工 労 働 部

■ 1 目的と役割

雇用の確保と所得の増大

■ 2 重点目標と主な取り組み

(1) 地域資源の掘り起こしとブランド化～「意欲ある企業」を伸ばす

○企業の持つ技術力や大学等の知的資源を核とした競争力の強化

- ・公的調達の新たな仕組みづくり
- ・ベンチャー支援

○地域資源を素材とする商品開発の仕組みづくりと競争力を前提としたブランド化

○室戸海洋深層水を生かした総合政策の展開

○地域と共に作り上げる体験型観光の育成

(2) 新しいビジネスチャンスの拡大

○先端技術産業への挑戦

○企業の誘致

- ・既存県営団地の5年以内の完売

(3) 雇用環境の変化への対応

○若年者の就業意欲の向上

○ミスマッチの解消

- ・県独自の職業紹介

○職業能力の開発

- ・建設産業からの離職者の受け皿づくり

■ 3 断念・転換の方向

(1) 高度化資金貸付金、設備導入資金貸付金（設備貸与資金貸付金を除く。）の廃止

(2) 既存手法による県営団地開発の断念

産業技術担当

■1 目的と役割

科学技術の振興及びその戦略的な産業利用の推進

■2 重点目標と主な取り組み

(1) 高知県科学技術アカデミー

- 本県の科学技術振興政策や事業の検証と評価
- 特定プロジェクト研究の企画立案及び推進
- 公設試験研究機関が実施する研究課題の事前、中間、事後評価
- 公設試験研究機関や産学官連携による研究成果の公表及び公開
- 科学技術に関する情報発信と情報収集
- 県民に対する科学技術や科学技術に関する政策等の啓発活動

(2) 公設試験研究機関の研究の見直し

- 産業利用に役立つ研究へ重点化を図る
 - ・産業振興センターとの連携
 - ・農業改良普及センターとの連携
 - ・産学官連携による重点プロジェクトの企画立案と推進
 - ・生産現場での潜在的なニーズの発掘
 - ・ビジネスを意識した研究
 - ・研究成果の技術移転率の向上（56%（H13年度）→70%（H19年度））

■3 断念・転換の方向

技術成果や技術移転が見込まれない研究課題の中止、廃止

農 林 水 産 部

■ 1 目的と役割

- (1) 経営感覚に優れた自立的な農業経営への転換
- (2) 中山間地域における農業を核とした集落の活性化

■ 2 重点目標と主な取り組み

(1) 園芸農業の振興

- 農業者、農業団体が主体となった農業振興策の展開と支援
- 農業支援策の園芸農業への集中
- 出先機関の統合検討
- マイナー作物に対する農薬登録の拡大
- 市町村との連携強化

(2) 中山間対策の見直し

- 市町村を主体とした農業振興策への支援
- 小規模、高齢という現実を前提とした成果の期待できる振興策への集中

(3) 時代の変化に対応した政策の展開

- 多様な農業展開のための取り組み
- 地産地消の推進

■ 3 断念・転換の方向

(1) 農業農村基盤整備事業の抜本的見直し

- 地域の営農課題に沿った事業形成と事業実施のための組織再編、業務の進め方の抜本的見直し
- 農業生産に直結する事業への集中と、地域の維持振興を目的とする事業の市町村への移行
- 県としての中山間地域振興対策との整合性を確保したうえで、生活関連基盤を整備するための市町村補助（国庫補助）に対する継ぎ足し単独補助を廃止

(2) 各種県単独補助金の集約化と対象の絞り込みによる一定の規模縮小

(3) 市町村で実施することが適当な事務の市町村への移管

森 林 局

■1 目的と役割

- (1) 森林の公益的機能の保全
- (2) 林業と木材産業の振興
- (3) 森林資源の利用開発の促進



目的・目標を明確にした組織経営及び取り組みの推進

■2 重点目標と主な取り組み

- ◎県民が支える森林の公益的機能を保全する取り組みの推進
- ◎林業の主体を意欲ある担い手に集約化
- ◎循環的に利用する森林を絞り込み、重点的に投資
- ◎川下対策を重視する取り組みの推進

- (1) この10年に集中して間伐推進
 - 10年間（H14～H23）に15万ha
 - 公益上緊急に整備を要する水土保全林については、所有者に機能保全のための制限を課したうえで県が直接整備を行う。
- (2) 担い手の育成・確保（2013年目標）
 - 林業就労者の平均年齢5歳引き下げ
 - 基幹技術者（高性能林業機械取り扱い者）600人
- (3) 木材産業の構造改革（2007年度目標）
 - 製品流通のネットワーク化、製材品市場の協同化と共同配送体制の確立
 - 木造住宅建設関係業者による地域ネットワークの確立
- (4) 県民が支える森林づくり
 - 小中学校児童に対する森林環境教育の充実、森林ボランティアの育成

■3 断念・転換の方向

- (1) 予防的治山事業は森林整備で対応（ハードは撤退）
- (2) 整備森林を絞り込んだ基盤整備の重点実施
- (3) 普及体制の見直し

海 洋 局

■ 1 目的と役割

- (1) 漁業所得の向上と自立経営体の育成
- (2) 海洋資源等を活かした漁村の活性化
- (3) 人材の育成と組織の強化



漁業者等との直接対話により、地域ごと分野ごとの課題を把握し、相互の役割を確認していく。

■ 2 重点目標と主な取り組み

◎沿岸漁業振興を中心に据える

◎振興策の中心をハードからソフトへシフトする

- (1) 漁協の経営基盤強化
 - 「県下7漁協構想」の早期実現と中核漁協の創出
- (2) 産地市場の拠点化
 - 7地域での産地市場の拠点化
- (3) 漁業後継者・担い手の育成
 - 700人の新たな担い手育成
 - ・U・Iターン支援の充実など
- (4) 南海地震津波対策の推進
 - 漁村での避難路等の整備

■ 3 断念・転換の方向

- (1) 漁港環境整備事業を広域的な利用が見込まれ、そのことにより地域の振興に効果がある事業に限定する
- (2) 一種漁港については、原則として新規着工を断念する
- (3) 魚礁事業は、事業効果を検証のうえ、休止・中断を検討する一方、磯焼け対策に力点を置く
- (4) 漁協系統組織の再編強化や漁港・漁村の活性化等に民間の力を活かすことを検討する

土 木 部

■1 目的と役割

- (1) 県民の生活や産業を支える社会資本の整備
- (2) 土地利用や建築の規制などによる良好な社会環境の形成



暮らし、安全、環境、活力の向上と維持

■2 重点目標と主な取り組み

- (1) 事業のプライオリティを明確にし、効果的で透明性の高い事業を行う
 - 事業の重点化
 - 採択基準の公表
 - 完成目標の公表、定期的更新
- (2) 効果的な事業を実施するために地域の実情にあった事業を進める
- (3) 既存施設の有効利用と延命化のための計画的な維持管理を行う

■3 断念・転換の方向

- (1) 計画規模の縮小、達成期限の延伸
 - 必要最小限の道路ネットワーク
 - 道路のローカルスペックの採用
 - 全県域生活排水処理構想の見直し
 - 土石流危険渓流の整備目標を50%以上とした暫定対応とし、未対策箇所の促進
 - 南海地震対策のハード対策は必要最小限とする
 - 都市計画決定済みで長期間未着手路線について、道路規格の引き下げまたは廃止を含めた都市計画の変更を検討
 - 都市公園の整備計画のうち、プライオリティの低いゾーンについては、将来の社会情勢や県民ニーズに対応した整備を進める
 - 新たな県営住宅団地の整備事業は行わない
 - 土砂災害対策全般にわたりハード対策と並行してソフト対策を積極的に推進する
 - 土地取引規制基礎調査地価動向調査を廃止する
- (2) 補助制度の見直し
 - がけ崩れ住家防災対策事業費補助金
 - 農業農村環境整備促進事業費（市町村単独事業）の県費継ぎ足し補助金
 - 都市下水路整備事業費の県費継ぎ足し補助金
 - 定住促進住宅供給事業の利子補給制度
 - 市町村土地利用計画策定支援費の県費継ぎ足し補助金

港湾空港局

■1 目的と役割

- (1) 産業を支え、地域を守る
- (2) 県民の生命、財産を守る
- (3) 交流空間を創る

■2 重点目標と主な取り組み

(1) 重要港湾

- 高知新港西工区 19年度の完成を目指す
- 宿毛湾港池島地区防波堤 19年度の完成を目指す

(2) 地方港湾

- 下田港 航路確保のための工事を行う

(3) 海岸防災対策

- ODID地区を中心とした防災対策

■3 断念・転換の方向

(1) 須崎港港口地区の整備は長期的な課題

- 現在のところ需要がないため、今後新規需要が生じるまでは整備を行わない

(2) 宿毛湾口白浜地区の整備は長期的な課題

- 現在のところ需要がないため、今後新規需要が生じるまでは整備を行わない

(3) 地方港湾

- 整備基準である静穏度は97.5%だが、現在80%~90%確保できているので下田港の航路確保のための工事以外は維持補修等の個別課題への対応を除き投資を抑制する

教 育 委 員 会

■1 目的と役割

- (1) 県民との協働
- (2) 教育改革の取り組みの質的な向上
(ボトムアップの改革ができる環境づくり、教育現場との信頼関係づくり)
- (3) 治療から予防へ、量から質への発想の転換
- (4) 明確な目標を持った学校づくり



21世紀を心豊かに生き抜いていける子どもたちを育てることのできる教育の確立

■2 重点目標と主な取り組み

- (1) 徹底した学力向上対策
 - 子どもたちの基礎学力の定着と学力の向上
- (2) いじめ・暴力・不登校・中途退学など学力以前の教育課題への対応の複線化
- (3) 就学前教育の充実
 - 人間形成の基礎となる就学前、幼児期の教育の充実による学校教育への円滑なリレー
- (4) 人事改革・人材育成
 - 教職員の資質向上
 - 採用から育成、登用まで一貫性のある人事管理システムの構築
- (5) 県立高校の再編・高校入試改革・新しい学校づくり
 - 県立高校の規模と配置の適正化
 - 普通科高校の特色化、新しいタイプの学校設置、専門高校の充実、定時制、通信制の改善
- (6) 小中学校の望ましい教育環境のあり方検討
 - 教育面からの望ましい学校規模・学校配置の青写真について、検討委員会を設置し、検討を行い、結果は市町村の検討材料として提供

■3 断念・転換の方向

- (1) 教職員配置の見直し
 - 削減するもの、増強するものを整理し、段階的に実施
- (2) 職員給与の見直し
 - 給与水準と人員確保を複数議論シミュレーションし、オープンな議論を
- (3) 事務局組織の見直し
 - 教育センター、教育事務所の機能・役割の検討
- (4) 青少年教育施設の見直し
 - 廃止、民営化の検討
 - 管理運営についてNPO等の活用

企 業 局

■ 1 目的と役割

県政の一翼を担う（社会への貢献）

- ・産業インフラの安定的な維持管理（電気事業、工業用水道事業）を通じて



- ①独立採算制の堅持：事業により県民に貢献
- ②職員が「仕事のよろこび」を持てる職場に

■ 2 重点目標と主な取り組み

（1）電気事業

○H22 からの電力自由化（卸電気事業者から卸供給事業者への移行）をにらんで、H17 年度までに一定の方向を整理

○新エネルギーの導入

- ・風力発電、小水力発電、木質系バイオマス利用事業など

（2）工業用水道事業

○鏡川工業用水事業を中央地域唯一の工水水源として維持管理

- ・新規需要家の開拓、南海地震対策の推進

○高知分水事業、香南工業用水道事業の継続維持

■ 3 断念・転換の方向

（1）中筋川ダム関連工業用水の知事部局への移管方針

病 院 局

■1 目的と役割

4つの県立病院それぞれの役割を果たしていく

- ・中央病院については、統合新病院への円滑な移行に取り組む



借入金に頼らない経営体質を目指す

■2 重点目標と主な取り組み

(1) 第二期経営健全化計画（H11～H15年度）の着実な実行

○H15末で借入金を固定し、一般会計による計画的な解消を図っていく。

(2) 第三期経営健全化計画（仮称）（計画期間：H16～H20年度）

【収支目標等】

- ①借入金に頼らない経営 → 病院毎の独立採算
- ②過去の（収益）借入金の計画的処理
- ③計画期間内に起債制限団体からの脱却（不良債務比率10%以下）
- ④退職給与引当金の計上（不良債務の減少が前提）

(3) 芸陽病院のあり方の検討

○安芸病院、芸陽病院については建設後30年経過。建替え時期までに、各々の病院を独立した病院として整備していくのか等を検討。

■3 断念・転換の方向

出納事務局

■1 目的と役割

- (1) 県民へのサービス
- (2) 内部的な事務の簡素化

■2 重点目標と主な取り組み

(1) 集中化による事務効率化の推進

- 各課室で同じ事務処理を行っている経費については、一元化して処理を行えるよう、全庁の支払事務を集中して行う部署及び特別会計の設置を検討する。

(2) 審査・支出の決定事務の改革

- 各部局、課室へ出納員を置き、審査、支払の決定を行う。
- 出納事務局一体となった会計検査体制を確立する。
の方向で、検討する。

(3) 郵便局での公金収納要請に対する対応

■3 断念・転換の方向

- (1) 収入証紙売りさばき手数料の見直し
- (2) 銀行振込通知書の作成、郵送の廃止